

予防接種

予防接種は、予防接種法に基づいて実施しております。
各予防接種については次の表のとおりです。

◆**予防接種後は…**
体調の変化に注意しましょう。当日の激しい運動は避けましょう。高熱がたり、体に異変が現れたときはすぐに病院へ行きましょう。

◆ 神栖市の小児予防接種 ※法改正等により種類や内容に変更が生じる場合があります 2024.3.7現在

対象疾病	対象者年齢	標準的な接種年齢	回数	接種方法	通知	
ロタ	1価 (ロタリックス)	生後6週～ 生後24週0日まで	生後2か月～ 14週6日までに 接種開始	2回	個別 (医療機関)	2か月児家庭 訪問時に配付
	5価 (ロタテック)	生後6週～ 生後32週0日まで		3回		
B型肝炎	1歳未満	生後2か月～ 9か月未満	3回	個別 (医療機関)	2か月児家庭 訪問時に配付	
ヒブ (インフルエンザ 菌b型)※1	生後2か月～ 5歳未満	生後2か月 ～7か月未満で 接種開始	4回以内 ※接種を 始めた月 齢等によ り異なり ます。	個別 (医療機関)	2か月児家庭 訪問時に配付	
肺炎球菌 (小児用)	生後2か月～ 5歳未満	生後2か月 ～7か月未満で 接種開始	4回以内 ※接種を 始めた月 齢等によ り異なり ます。	個別 (医療機関)	2か月児家庭 訪問時に配付	
BCG	1歳未満	生後5か月～ 8か月未満	1回	個別 (医療機関)	2か月児家庭 訪問時に配付	
ジフテリア 百日咳 破傷風 ポリオ	4種混合 ※1	生後2か月～ 7歳6か月未満	第1期初回 生後2か月～1歳未満 第1期追加 1歳6か月～2歳6か月	3回 1回	個別 (医療機関)	2か月児家庭 訪問時に配付
	2種混合 (ジフテリア 破傷風)	11歳～13歳未満	小学6年生	1回	個別 (医療機関)	4月頃に 予診票を送付 (小学6年生)
麻しん 風しん	1期 (1歳～2歳未満)	1歳～1歳3か月未満	1回	個別 (医療機関)	2か月児家庭 訪問時に配付	
	2期(幼稚園保育 園等の年長時)	年長時	1回		4月頃に 予診票を送付	
水痘 (水ぼうそう)	1歳～3歳未満	1歳～1歳3か月未満で 接種開始	2回	個別 (医療機関)	2か月児家庭 訪問時に配付	

※1 令和6(2024)年4月から、5種混合(ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ、ヒブ)が開始されます

◆ 妊娠を希望する女性(18歳以上)の風しん予防接種

妊娠中の女性が風しんに感染すると、子どもにも先天性風しん症候群が生じる可能性があります。市では風しん予防接種費用の一部を助成しますので、接種前に保健予防課までご連絡ください。

※すでに妊娠中の方は接種できません

2024.3.7現在

対象疾病	対象者年齢	標準的な接種年齢	回数	接種方法	通知	
日本脳炎	通常の対象となる方 1期 (6か月～7歳6か月未満)	3歳	2回	個別 (医療機関)	2歳11か月になる月の月末に予診票を送付	
		4歳	1回			
	2期 (9歳～13歳未満)	小学4年生	1回	個別 (医療機関)	4月頃に予診票を送付(小学4年生)	
日本脳炎	接種勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方(2004年4月2日～2007年4月1日に生まれた方への特例措置)	1期及び2期 (20歳未満)	—	※全4回となるように接種してください。	申請があった方へ予診票を交付	
		4回				
ヒトパピローマウイルス(HPV)	通常の対象となる方	小学6年生～ 高校1年生相当の年齢の女子	中学1年生	2回 ※接種を開始した年齢により3回となります。	個別 (医療機関)	4月頃に予診票を送付(中学1年生)
		接種勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方 ※右記の対象者は、令和7年3月末まで、公費での接種可。	1997年4月2日～ 2008年4月1日に 生まれた女性	—	3回	個別 (医療機関)
インフルエンザ	小児	1歳～中学 3年生まで (ただし、2024年 9月30日現在の 年齢を基準とする)	接種時期 10月1日～ 翌1月31日	2回まで (助成は、 1歳～小学 生は2回、 中学生は 1回)	個別 (医療機関) 2,000円助成	申請があった方へ予診票を交付(基準日に1歳の方及び前年度に助成した方には郵送します。)
						妊婦
おたふくかぜ	1歳～5歳未満 (当市の助成対象の範囲です。)	1歳～3歳未満 (集団生活開始前)	1回	個別 (医療機関) 3,000円助成	申請があった方に予診票を交付	

◆ 長期療養によって定期接種が受けられなかった方へ

長期にわたる療養が必要な疾病にかかったことで、定期接種の対象年齢期間内に接種が出来なかった方は、申請により定期接種として予防接種が受けられます。詳しくは、保健予防課へお問合せください。

◆ 予防接種健康被害救済制度について

予防接種は感染症を防ぐために重要なものですが、極めてまれに健康被害の発生がみられます。万が一、定期の予防接種による健康被害が発生した場合には、救済給付を行なうための制度があります。任意の予防接種の場合には、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構による補償があります。

問合先 保健予防課 TEL 0299-92-0141